

地域デビューパーティー802 実行委員会負担金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、地域デビューパーティー802、又はそれに類する事業（以下「地域デビューパーティー802等」という。）の開催にあたり、地域デビューパーティー802 実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対し交付する負担金について、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）第5条に基づき、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 地域デビューパーティー802等に要する経費を市が負担することにより、シニア世代のセカンドライフの充実に加え、あらゆる世代の生きがいつくりや地域参加を支援し、その地域参加を通じて市民活動の活性化を図りながら、市民との協働によるまちづくりを推進する。

(交付対象団体)

第3条 この負担金の交付対象となる団体は、公益的な市民活動等による市民の地域参加を目的とした地域デビューパーティー802等を実施するために組織された実行委員会で、市がその構成員となっているものとする。

(交付対象事業及び経費)

第4条 この負担金の交付対象となる事業は、実行委員会が、公益的な市民活動などによる地域参加のきっかけづくりの場として実施する地域デビューパーティー802等とし、対象となる経費は次のとおりとする。

- (1) 会場、器具の使用に係る経費
- (2) 会場の設営に係る経費
- (3) 事業の周知に係る経費
- (4) 講師等の謝礼に係る経費
- (5) 事務に係る経費

(交付額等)

第5条 負担金の交付額は、毎年度予算の範囲内において決定するものとし、前条で定める経費の全部又は一部とする。

2 事業実施にあたり参加費等の他の収入がある場合、交付額は、前条の経費の総額にそれら他の収入を充当してもなお不足する額を上限とする。ただし、事業実施にあたり負担金対象経費以外の経費を要し、且つ市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(交付申請書の様式等)

第6条 規則第6条第1項による交付申請書は、第1号様式によるものとし、交付申請書に添付する必要な書類は、実行委員会会則及び実行委員会名簿とする。また、所定の期日とは事業実施予定日の30日前までとする。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条第2項による通知は第2号様式によるものとする。

(事業変更・中止・廃止申請書の様式)

第8条 規則第10条による市長への申請は、第3号様式によるものとする。

(実績報告書の様式等)

第9条 規則第12条による実績報告書は、第4号様式によるものとする。また、実績報告書には、事業実施にあたり作成した印刷物及び実施時の様子がわかる写真等を添付するものとする。

(負担金等確定通知書の様式)

第10条 規則第13条による通知は、第5号様式によるものとする。

(負担金制度の見直し)

第11条 本負担金は、「補助金制度見直し方針」に基づき、見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。